

山梨県介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に關し必要な事項を定める。

(業務管理体制の整備の届出)

第2条 法第115条の3第2項第1号の規定による知事に対する届出は、施行規則第140条の4第1項に掲げる事項について第1号様式により行うものとし、その必要部数は正副2部とする。

2 前項の届出は、新たに介護サービス事業者となろうとする者が法第70条第1項、第78条の2第1項、第79条第1項、第86条第1項、第94条第1項、第115条第2第1項、第115条の1第1項及び第115条の2第1項の規定による指定等の申請と同時にを行うものとする。

(届出事項の変更の届出)

第3条 法第115条の3第3項の規定による知事に対する届出事項の変更の届出は、施行規則第140条の4第2項に基づき第2号様式により行うものとし、その必要部数は正副2部とする。

2 前項の届出は、届出事項の変更があった日から10日以内に行うものとする。

(区分の変更の届出)

第4条 法第115条の3第4項の規定による知事に対する区分の変更の届出は、施行規則第140条の4第3項に基づき第1号様式により行うものとし、その必要部数は正副2部とする。

2 前項の届出は、区分の変更があった日から10日以内に行うものとする。

(関係機関への情報提供)

第5条 知事は、第2条から前条までの規定による届出に關し、国、市町村に対して、情報を提供することができる。

(実施細目)

第6条 この規定に定めるもののほか、介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に關して必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

第1号様式

受付番号

介護保険法第115条の32第2項(整備)又は第4項(区分の変更)に基づく業務管理体制に係る届出書

山梨県知事 殿

平成 年 月 日

事業者 名称
代表者氏名 印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

1 届出の内容									
(1)法第115条の32第2項関係(整備)									
(2)法第115条の32第4項関係(区分の変更)									
フリガナ名		フリガナ氏名							
住所(法人の所在地)		郵便番号 () 都道府県 市区							
連絡先		電話番号				FAX番号			
法人の種類									
代表者の職名・氏名・生年月日		フリガナ氏名		生年月日		生年月日			
代表者の住所		郵便番号 () 都道府県 市区							
3 事業所名称等及び所在地									
事業所名称		指定(許可)年月日		介護保険事業所番号(医療機関等コード)		所在地			
計		カ所		法令遵守責任者の氏名(フリガナ)		生年月日			
第2号						業務が法令に適合することを確保するための規程の概要			
第3号						業務執行の状況の監査の方法の概要			
第4号									
4 介護保険法施行規則第140条の40第1項第2号から4号に基づく届出事項									
5 区分変更前行政機関名称、担当部(局)課									
区分変更前事業者(法人)番号									
区分変更の理由									
区分変更後行政機関名称、担当部(局)課									
区分変更日									
年 月 日									

(日本工業規格A列4番)

記入要領

1 共通事項

- (1) 新規に業務管理体制を整備した事業者及び業務管理体制を届け出た後、事業所又は施設（以下「事業所等」という。）の指定や廃止等に伴い、事業展開地域の変更により、届出先区分の変更が生じた事業者は、この様式を用いて関係行政機関に届け出ること。
- (2) 受付番号及び事業者（法人）番号には記入しないこと。
- (3) 事業者の名称、住所、法人の種別、代表者の職名、代表者の住所等は、登記内容等と一致すること。

(4) 「1 届出の内容」

- ① 新規に業務管理体制を整備し届け出る場合は、(1)法第115条の32第2項関係の（整備）に○を付けること。
- ② 届出先区分の変更が生じた場合、(2)法第115条の32第4項関係の（区分の変更）に○を付けること。

なお、届出先区分の変更が生じた事業者は、区分変更前と区分変更後の行政機関にそれぞれ届け出ること。

ア、事業所等の展開に応じた届出先行政機関

区分	届出先
① 事業所等が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 事業所等が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事
③ 全ての事業所等が1の都道府県の区域に所在する事業者	都道府県知事
④ 全ての事業所等が1の指定都市の区域に所在する事業者	指定都市の長
⑤ 地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者であって、事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村長

イ、届出行政機関が山梨県の場合の届出先

事業者の住所（主たる事業所の所在地）	届出行政機関
甲府市・韮崎市・南アルプス市・北杜市・甲斐市・中央市・昭和町	甲府市太田町9-1 中北保健福祉事務所（長寿介護課） TEL 055-237-1383 FAX 055-235-7115
山梨市・笛吹市・甲州市	山梨市下井尻126-1 峡東保健福祉事務所（長寿介護課） TEL 0553-20-2796 FAX 0553-20-2754
市川三郷町・早川町・身延町・南部町・富士川町	南巨摩郡富士川町鯉沢771-2 峡南保健福祉事務所（長寿介護課） TEL 0556-22-8146 FAX 0556-22-8147
富士吉田市・都留市・大月市・上野原市・道志村・西桂町・忍野村・山中湖村・鳴沢村・富士河口湖町・小菅村・丹波山村	富士吉田市上吉田1-2-5 富士・東部保健福祉事務所（長寿介護課） TEL 0555-24-9043 FAX 0555-24-9037

2 新規に業務管理体制を整備した事業者【法第115条の32第2項(整備)関係】

- (1) 「2 事業者」の「法人の種類別」には、届出者が法人である場合に、営利法人、会福祉法人、医療法人、社団法人、特定非営利活動法人等の区別を記入すること。
- (2) 「3 事業所名称等及び所在地」については、みなし事業所を除いた事業所等を記入し、「事業所名称」欄に事業所等の合計の数を記入すること。
(書ききれない場合は、記入を省略し別添資料として添付して差し支えないこと。
(既存資料の写し及び両面印刷可))
- (3) 「4 介護保険法施行規則第140条の40第1項第2号から第4号に基づく届出事項
① 事業所等数に応じ整備する業務管理体制について、該当する全ての番号に○を付けること
② 第2号については、その氏名(フリガナ)及び生年月日を記入すること。
③ 第3号及び第4号を届け出る場合は、別添資料の添付により行うこと。
(既存資料の写し及び両面印刷可))

- 第2号 法令遵守責任者の氏名及び生年月日
- 第3号 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
- 第4号 業務執行の状況の監査の方法の概要

事業所等数に報じて整備する業務管理体制

	事業所数等	
	20未満	20以上100未満 100以上
第2号	○	○
第3号	×	○
第4号	×	○

- (4) 「5 区分変更」は、区分変更のあった場合に記入するため、新規に業務管理体制を整備した事業者は、記入する必要はないこと。

3 業務管理体制を届け出た後、事業所等の指定や廃止等に伴い、事業展開地域の変更により、届出先区分の変更が生じた事業者【法第115条の32第4項(区分の変更)関係】

- (1) 事業所等の指定や廃止等により、届出先区分に変更があった事業者は、区分変更前及び区分変更後の行政機関にそれぞれ届け出ること。
- (2) 区分変更前行政機関への届出
「1 届出の内容」の「(2)法第115条の32第4項関係」の他「5 区分変更」に記入すること。
- (3) 区分変更後行政機関への届出
「1 届出の内容」「2 事業者」「3 事業所名称等及び所在地」「4 介護保険法施行規則第140条の40第1項第2号から第4号に基づく届出事項」「5 区分変更」について、上記記入要領に基づいて記入すること。
なお、届出先区分の変更に伴って、整備する業務管理体制の内容が変更された場合も、この様式を用いて届け出ること。
- (4) 「5 区分変更」欄
 - ① 「事業者(法人)番号」には、区分変更前行政機関が付番した番号を記入すること。
 - ② 「区分変更の理由」には、その理由を具体的に記入すること。
書ききれない場合は、記入を省略し別添資料として添付して差し支えないこと。
(既存資料の写し及び両面印刷可))
 - ③ 「区分変更日」は、事業所等の新規指定・廃止等により区分が変更された日を記入すること。

記入要領

- 1 受付番号には記入しないこと。
- 2 事業者の名称、住所、法人の種別、代表者の職名、代表者の住所等は、登記内容等と一致すること。
- 3 「変更があった事項」の該当項目番号に○を付け、「変更の内容」に具体的に記入すること。
なお、書きされない場合は、記入を省略し別添資料として添付して差し支えないこと。
(既存資料の写し及び両面印刷可)
- 4 「5 事業所名称等及び所在地」については、みなし事業所を除いた事業所等の指定や廃止等により事業所等の数に変更が生じ、整備する業務管理体制が変更された場合にのみ届け出ること。
この場合、変更前欄と変更後欄のそれぞれに、指定等事業所等の合計の数を記入し、変更後欄に追加又は廃止等事業所等の名称、指定（許可）年月日、介護保険事業所番号（医療機関等コード）、所在地を記入すること。
書きされない場合は、記入を省略し別添資料として添付して差し支えないこと。
(既存資料の写し及び両面印刷可)
- 5 「7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要」及び「8 業務執行の状況の監査の方法の概要」については、事業者の業務管理体制の変更を行う場合（組織の変更、規程の追加等）に届け出ること。規程の字句の修正等体制に影響を及ぼさない軽微な変更は、届出を要しないこと。
なお、事業所等の数の変更により、「7」または「8」を追加する場合は、該当項目番号に○を付け、追加の場合には、別添資料の添付により届け出ること。
(既存資料の写し及び両面印刷可)